

議第59号

飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

飛騨高山まちの体験交流館の管理を指定管理者に行わせるため改正しようとする。

飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例（平成29年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（管理）</u></p> <p>第3条 まちの体験交流館の管理に関する業務は、<u>高山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が行う。</p> <p><u>（事業）</u></p> <p>第4条 まちの体験交流館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>において必要と認める事業</p>	<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第3条 まちの体験交流館の管理に関する業務は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）</u>に行わせるものとする。</p> <p><u>（事業）</u></p> <p>第4条 まちの体験交流館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>高山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>において必要と認める事業</p> <p><u>（指定管理者が行う管理の基準）</u></p> <p>第4条の2 <u>指定管理者は、この条例及び高山市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年高山市条例第5号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定に従い、まちの体験交流館の管理を適正に行わなければならない。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務の範囲）</u></p> <p>第4条の3 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第4条に規定する事業の実施に関する業務</u></p> <p>(2) <u>次条に規定する貸出施設及び第17条に</u></p>

規定する附属施設の使用の許可、取消し及び停止に関する業務

(3) 次条に規定する貸出施設の使用に係る使用料の徴収及び減免並びに第18条第1項に規定する附属施設の使用料の徴収に関する業務

(4) まちの体験交流館の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認める業務

(使用の許可)

第5条 まちの体験交流館の茶室・和室、伝統文化体験室、研修室及び交流広場（以下「貸出施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、まちの体験交流館の管理上必要であると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出施設の使用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出施設の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)～(6) (略)

第5条 まちの体験交流館の茶室・和室、伝統文化体験室、研修室及び交流広場（以下「貸出施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、まちの体験交流館の管理上必要であると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出施設の使用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(使用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出施設の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)～(6) (略)

2 前項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたことにより使用者が受ける損失の補償については、教育委員会はその責を負わない。

(使用料)

第9条 (略)

2 前項に規定する使用料は、前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(特別の設備)

第12条 使用者は、貸出施設に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(職員の立入り)

2 前項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたことにより使用者が受ける損失の補償については、指定管理者はその責を負わない。

(使用料)

第9条 (略)

2 前項の使用料は、別表第1に定める額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項に規定する使用料は、前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の収入)

第9条の2 市長は、指定管理者に第4条第5号に規定する地場産品の販売に伴う収入、前条第1項に規定する使用料及び第18条第1項に規定する附属施設の使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(使用料の減免)

第10条 指定管理者は、市長が公益上その他必要と認めるときは、第9条第1項に規定する使用料を減免することができる。

(特別の設備)

第12条 使用者は、貸出施設に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(職員の立入り)

第14条 使用者は、まちの体験交流館の職員が職務執行のために使用者が使用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(禁止行為)

第15条 まちの体験交流館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(1)～(7) (略)

(8) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為 (教育委員会が特に必要と認め、第5条第1項の許可をしたものを除く。)

(損害の賠償等)

第16条 使用者又は利用者は、まちの体験交流館の施設その他の物件を損傷又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 天災その他の市の責めに帰さない理由によって、使用者又は利用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

(附属施設の使用)

第17条 教育委員会は、まちの体験交流館の休憩所(以下「附属施設」という。)については、次項に定める要件を具備した者に、その使用を許可することができる。

2 (略)

第14条 使用者は、指定管理者の職員が職務執行のために使用者が使用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(禁止行為)

第15条 まちの体験交流館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(1)～(7) (略)

(8) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為 (指定管理者が特に必要と認め、第5条第1項の許可をしたものを除く。)

(損害の賠償等)

第16条 使用者又は利用者は、まちの体験交流館の施設その他の物件を損傷又は滅失したときは、指定管理者の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 天災その他の指定管理者の責めに帰さない理由によって、使用者又は利用者に生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(附属施設の使用)

第17条 指定管理者は、まちの体験交流館の休憩所(以下「附属施設」という。)については、次項に定める要件を具備した者に、教育委員会の承認を得てその使用を許可することができる。

2 (略)

(附属施設の原状回復義務)

第21条 附属施設の使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により附属施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、教育委員会の指定する期間内に当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(附属施設の許可の取消し等)

第22条 教育委員会は、附属施設について災害の予防その他まちの体験交流館の管理上必要があると認められるときは、附属施設の使用者に対し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(検査等)

第24条 教育委員会は、附属施設の使用者に対し、附属施設の使用状況について検査し、又は報告を求めることができる。

(補修命令)

第25条 教育委員会は、附属施設の使用者が故意又は過失により附属施設若しくは附属施設に係る設備を毀損し、又は滅失したときは、当該附属施設の使用者に対してその補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(附属施設の原状回復義務)

第21条 附属施設の使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により附属施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、指定管理者の指定する期間内に当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(附属施設の許可の取消し等)

第22条 指定管理者は、附属施設について災害の予防その他まちの体験交流館の管理上必要があると認められるときは、附属施設の使用者に対し、教育委員会の承認を得て使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(検査等)

第24条 指定管理者は、附属施設の使用者に対し、附属施設の使用状況について検査し、又は報告を求めることができる。

(補修命令)

第25条 指定管理者は、附属施設の使用者が故意又は過失により附属施設若しくは附属施設に係る設備を毀損し、又は滅失したときは、当該附属施設の使用者に対してその補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例における使用料の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例の規定により指定管理者に飛騨高山まちの体験交流館の管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。